

**\* 特定屋外喫煙場所ってなに？**

特定屋外喫煙場所とは▶喫煙場所が区画されている▶喫煙場所として記載した標識が掲示されている▶施設を利用する人が普段立ち入りしない場所一を指します。

～特定屋外喫煙場所を設置している市内施設～  
道の駅はなまき西南、道の駅石鳥谷、東和B&G海洋センター、鉛温泉スキー場、大迫交流活性化センターなど

**禁煙に取り組んでみませんか？**  
禁煙の第一歩は自分のニコチン依存の程度を知ることです。依存度がかなり高い場合には自力での禁煙が難しいので、禁煙外来を受診することをお勧めします。一定の条件を満たす場合は、健康保険が適用されます。自分の体のため、大切な人のために禁煙に取り組んでみませんか。  
※市ホームページには、市内禁煙外来の一覧を掲載しています



市では、公共施設の敷地内を禁煙としています。敷地内全てを禁煙にすることが難しい一部の施設では、特定屋外喫煙場所（\*）を設置して受動喫煙対策を行っています。  
受動喫煙を防止するため、喫煙は決められた場所で行ってください。



一人一人が意識しよう  
受動喫煙のない地域づくり

【問い合わせ】健康づくり課(☎41-3613)

**なぜ、受動喫煙ゼロを目指すの？**

受動喫煙により、肺がんは約1.28倍、虚血性心疾患は約1.3倍、脳卒中は約1.24倍発症リスクが高くなると言われています。  
さらに子どもの呼吸器疾患や中耳炎、乳幼児突然死症候群を引き起こすことや、妊婦やその周囲の人の喫煙によって低体重児や早産のリスクが上昇することが分かっています。

**医療用補整具の購入を支援**

【問い合わせ】健康づくり課(〒025-0055 南万丁目970-5 ☎41-3614)

市では、がん患者に対し、医療用補整具の購入を支援しています。申請を検討している人は、事前に健康づくり課へご相談ください。

- 対象 次のいずれかに該当する市民
- がん治療に伴う脱毛の影響により、医療用ウィッグ(全頭用)を購入した人
  - 乳房切除術を受け、乳房補整具を購入した人
  - がん治療に伴うリンパ浮腫により、弾性着衣を購入した人
- ※弾性着衣の購入については、すでに療養費支給を受けて、さらに追加で購入した人が対象

■申請期限 購入費用支払い後、6カ月以内  
※期限内に申請できなかった場合は、健康づくり課にご相談ください

■申請方法 オンライン、健康づくり課、各総合支所健康づくり窓口

**■補助対象経費・補助率**

種類	補助対象経費	補助率
医療用ウィッグ(全頭用)	1人につき1台分の医療用ウィッグの購入費用(1回限り)	補助対象経費の2分の1(上限3万円)
乳房補整具(左・右)	1人につき1個分の人工乳房(体内に挿入するものを除く)、補整パッドまたはニップルの購入費用(左右それぞれ1回限り)	補助対象経費の2分の1(上限2万円)
弾性着衣	1人につき各1個分の弾性ストッキング、スリーブ、グローブの購入費用(1種類につき年1回)	補助対象経費の2分の1(上限1万円)

申請書類は健康づくり課、各総合支所健康づくり窓口へ備え付けているほか、市ホームページに掲載しています。



**あなたのお宅は対象ですか？  
木造住宅の耐震化を支援します**

【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3567)

**①木造住宅の耐震診断に対する支援**

- 対象住宅 昭和56年5月31日以前に新築、増改築され、地上階数が2以下の住宅
- 自己負担額 1件につき3,000円。残りの金額は市が負担します
- 申請開始日 5月20日(水)

**②木造住宅の耐震補強工事に対する支援**

- 対象工事 以下のいずれかの工事
  - 上部構造評点を1.0未満から1.0以上とする耐震補強工事
  - 地盤・基礎の重大な注意事項を改善する工事
- 助成額 対象経費の5分の4(限度額115万円)

**③木造住宅の簡易耐震補強工事に対する支援**

- 対象工事 上部構造評点を0.7未満から0.7以上1.0未満とする耐震補強工事
- 助成額 対象経費の2分の1(限度額30万円)

**②③共通**

- 対象住宅 以下の条件を全て満たす市内の住宅
  - 昭和56年5月31日以前の建築基準法により建築された住宅
  - 居住部分を有する一戸建てで、地上階数が2以下の住宅
  - 在来軸組工法で建築され、建築基準法令に違反していない住宅
- 申請開始日 5月20日(水)

木造住宅の耐震化を考えている人は、工事などを行う前に、新館建築住宅課へご相談ください。  
対象や要件の詳細、申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



**新たな建築物の建築を前提に  
空き家などの解体費用を支援します**

【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3566)

- 対象 次のいずれかに該当する個人または法人
  - 空家等(\*)の所有者または相続人
  - 空家等の所有者、共有者全員または相続人全員から補助事業実施の同意が得られている人

\*…原則1年以上使用されていない建築物(車庫や物置などの附属工作物は除く)

- 要件 次の全ての要件を満たすこと
  - 市内にある空家等を解体し、同地番を含めた敷地に、5年以上居住・使用する住宅や

- 店舗などを新築すること
  - 市内に本店を有する個人または法人との間に補助対象建築物の解体に係る工事請負契約を締結すること
  - 市税などの滞納がないこと

空き家などの解体を考えている人は、工事などを行う前に、新館建築住宅課へご相談ください。  
対象や要件の詳細、申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



**●補助額・上限額**

区分	空き家などの建築年	補助額	上限額
市内全域	昭和56年5月31日以前	空家等の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	50万円
	昭和56年6月1日以後	空家等の除却費の2分の1の額以内	40万円
うち居住誘導区域または生活サービス拠点区域	昭和56年5月31日以前	空家等の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	100万円
	昭和56年6月1日以後	空家等の除却費の2分の1の額以内	100万円